

# 平成23年11月27日一般公開講演会の報告

日時:平成 23 年 11 月 27 日(日)午後 1 時 30 分～4 時

場所:近森病院管理棟 3 階 会議室(高知市北本町 1 丁目 1-18 近森病院北側・JR高知駅南口徒歩 3 分)

講師:岩尾總一郎氏 日本尊厳死協会副理事長 国際医療福祉大学副学長

## 演題:「尊厳死の法制化を目指して」

### 講演趣旨

(社)日本尊厳死協会は、不治かつ末期になった時、無意味な延命措置を断り、安らかな自然死を迎えたいという運動から始まった。われわれの運動の成果として厚生労働省や日本医師会から終末期医療のガイドラインが提示された。ただ、ガイドラインでは法的規制力がなく尊厳死の法制化が不可欠である。

2004年、協会は約万名の署名を添えて国会請願を行い、それを受けて役80名からなる「尊厳死法制化を考える議員連盟」が発足した。

昨年平成9年9月、議連から法律案の骨子が示され、議論を重ねたのち、11月に「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案」要綱が示された。

法律案要綱では「終末期医療において延命措置を行うか否かは患者の意思を十分尊重し医師と患者との信頼関係に基づいて行う」ことを基本理念としている。

具体的には、終末期、延命措置を定義し「終末期の患者が書面その他で延命措置の差し控えを希望している場合、医師は患者または家族に十分な説明を行ったのちに家族が拒否しなければ差し控えることができる」というものである。

「延命措置の差し控え」に中止という措置が含まれるのか、議論の余地があるものの協会では本人の意思に基づく延命措置の中止を求めている。また、医師と患者の合意のもとに終末期医療が選択されれば十分であり家族の意思を忖度するものではない。本人が意識のあるうちに終末期の医療について意思決定をし、リビングウィルと呼ばれる書面に残して第三者寄託をすれば、明示された本人意思は尊重されるべきである。この手続きを行っているのが、(社)日本尊厳死協会であり、そのためにもリビングウィルを広く一般の人に理解してもらうべく活動している。

次期通常国会に尊厳死法案提出が予定されていると聞いているので、その帰趨を見守りたい。